

3 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に規定された精神障害者に対する手帳制度です。

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けることにより、年金や手当、医療費の助成などの各種援助、税金の控除などの制度を利用することができます。

実際の手帳には「障害者手帳」と表記されています。

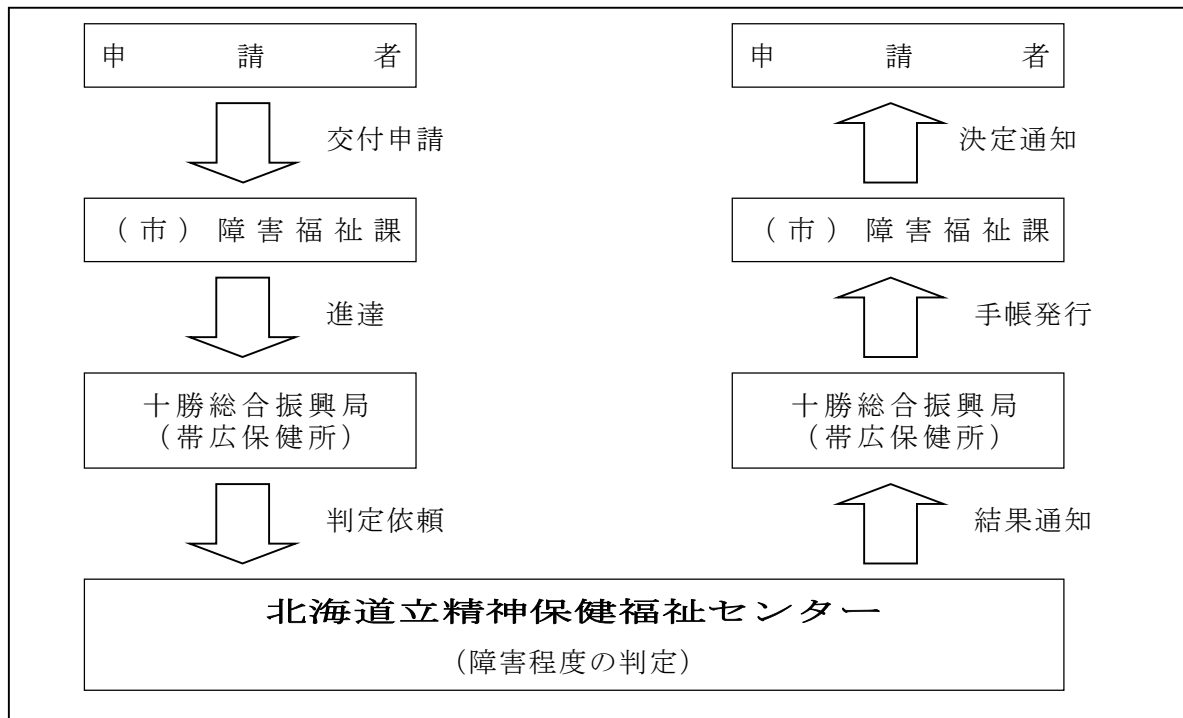
当ガイドでは「手帳」と表記し、手帳を持つ方を「障害者」と表記しています。

1 交付手続きなど

1 交 付 申 請	手帳の交付を受けるにはまず申請を行い、どのような障害の状態にあるのか判定を受けなければなりません。 手帳の有効期間は最大2年間です。	
	持参するもの	① 診断書（若しくは障害年金証書 又は 直近の年金振込通知書） ② 写 真 1 枚 （縦4cm × 横3cm 、上半身無帽、カラー・白黒可） ③ 個人番号のわかるもの ④ 身分証明書
2 更 新 申 請	手帳の更新は、有効期間が終わる3ヶ月前から手続きできます。	
	持参するもの	① 診断書（若しくは障害年金証書 又は 直近の年金振込通知書） ② 個人番号のわかるもの ③ 身分証明書 ④ 手帳 ※写真付きの手帳は、等級が変更になった場合は改めて写真が必要になります。
3 等級変更 〔障害の程度が変わったとき〕	手帳の交付を受けた後、障害の程度に変更があった場合、等級変更の申請をすることができます。	
	持参するもの	① 診断書（若しくは障害年金証書 又は 直近の年金振込通知書） ② 個人番号のわかるもの ③ 身分証明書 ④ 手帳 ※写真付きの手帳は、等級が変更になった場合は改めて写真が必要になります。
4 再交付申請 〔手帳を紛失破損したとき〕	手帳の再交付を受けることができます。	
	持参するもの	① 写 真 1 枚 （縦4cm × 横3cm 、上半身無帽、カラー・白黒可） ② 破損の場合は手帳を持参 ③ 個人番号のわかるもの ④ 身分証明書
5 変更届 〔住所・氏名が変わったとき〕	変更の手続きを行ってください。	
	持参するもの	① 手帳 ② 個人番号のわかるもの ③ 身分証明書
6 手 帳 の 返 還	障害がなくなったとき、等級が変更になったとき、または死亡されたときは手帳を返還してください。なお、手帳を紛失している場合はお申し出ください。	
	持参するもの	① 手帳
申請先	（市）障害福祉課 ～ 市役所1階 （☎65-4147）	

※手帳の新規申請や更新申請の場合、申請から交付まで通常で約2ヶ月かかります。

2 手帳が交付されるまで



3 手帳の記載内容

1枚目表1P目	2P目	3P目	4P目
障 害 者 手 帳 氏名 ○ ○ ○ ○ 住所 帯広市西〇条南〇〇丁目 〇〇マンション 生年月日 平成 1年 1月 1日 障害等級 2 級 手帳番号 〇 1 1 1 1 1 1 号 自立支援医療受給者番号 〇 2 2 2 2 2 号	初回交付日 令和 2年 1月 1日 交付日 令和 2年 3月 1日 有効期限 令和 3年 12月 31日 更新・有効期限 令和 年 月 日 令和 年 月 日 更新・有効期限 令和 年 月 日 令和 年 月 日 更新・有効期限 令和 年 月 日 令和 年 月 日 北 海 道 印 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳)	北海道 0 1 1 1 1 1 1 号 (写真) 1. 医療や生活などのことで相談したいときは、市町村役場、保健所、福祉事務所などに相談ください。 2. 住所や氏名が変わったときは、変更届けを出してください。 3. この手帳を万が一なくしたりしたときは、再交付を申請してください。 4. この手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。 5. 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。	記載事項変更等の記録 ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----

4 手帳の等級

等級	該当する状態
1 級	他者の援助を受けなければ、自分の用を済ませることがほとんどできない
2 級	必ずしも他者の援助が必要ではないが、著しい制限により日常生活が困難
3 級	日常生活や社会生活に制限を受けたり、加える必要がある